

第3期逗子市障がい者福祉計画素案に関するパブリックコメントの実施結果

1. パブリックコメントの実施結果

実施期間：平成26年10月20日（月）から平成26年11月19日（水）まで

意見の提出件数：1件

総意見数：5件

記号	対応区分	件数
○	意見を検討した結果、反映することとしたもの。	1件
△	意見を検討したが、反映できなかったもの。	2件
□	その他（計画以外の施策への意見であるもの、今後検討するものなど）	2件

2. 提出された意見の概要、それに対する対応区分の記号及び市の考え方

提出された意見の概要とその対応については以下のとおりです。

No.	意見の概要	対応区分の記号	市の考え方
1	<p>1. 相談支援専門員について（パブリックコメント用素案P.22）</p> <p>相談支援専門員の重要性を認め、相談支援専門員の確保が重要とされています。サービス等利用計画の作成の見込み数が数値目標となっておりますが、質の高いケアマネジメントを推進していくためには相談支援専門員の人数も数値目標としたほうが良いのではないかと思います。ひとりの相談支援専門員が担当できる件数には限度があります。計画の作成の数を上げることを目標にすると、形だけの計画作成、モニタリングになることを危惧します。</p>	△	<p>相談支援専門員の確保については、重要な課題と認識しておりますが、相談支援事業所の人員配置等は、個々の事業者の運営に係ることでもあり、相談支援専門員の人数を数値目標とすることは難しいと考えております。</p> <p>今後も、県の開催する相談支援専門員の養成研修の周知を積極的に行い、また、市の自立支援会議定例会議の活用、基幹相談支援センターが行う研修や支援者間のネットワークの充実をとおして、相談支援事業所の人材育成や相談支援専門員のスキルアップに努め、質の高いサービス等利用計画の作成及びモニタリングの実施と、それに伴うケアマネジメントの充実を軸に一人ひとりの特性や希望を大切に支援を図ってまいりたいと考えております。</p>
2	<p>2. 移動交通手段の充実（パブリックコメント用素案P.28）</p> <p>現在社協で行っているハンディキャブによる支援は、身体障害者手帳の所持者に限られていると認識しています。知的障がいや精神障がいのある人でも、行動障がいなどにより、公共交通機関での移動が困難な場合があります。ハンディキャブ運行を増やす目標をたてるのであれば、対象を広げることを検討していただきたい。</p>	△	<p>ハンディキャブの利用対象者は、身体障害者福祉法の規定により下肢の障害又は体幹機能障害で1級から3級までの身体障害者手帳の交付を受けていて、車椅子を所有し、かつ、日常において使用している方、寝たきり高齢者等、自力で歩行することができない方を想定しております。そのため車椅子及びストレッチャーにも対応可能な車両を使用しており、1名以上の介助者の付き添いを原則としております。</p> <p>ハンディキャブに利用している車両は、現在1台しかない状況であり、増車の予定もないため、その限られた台数による運用の中で利用拡大を図ることを目標としておりますが、対象者を拡大することは考えておりません。</p> <p>知的障がいや精神障がいのある方の外出支援については、行動援護、移動支援サービス等を利用していただいております。社会参加の一層の実現が図られるよう、今後も支援人材の拡充、サービス量の確保、利用者個々の状況を踏まえたサービスの提供等により支援を継続してまいりたいと考えております。</p>

No.	意見の概要	対応区分 の記号	市の考え方
3	<p>3. 情報アクセシビリティの向上 (パブリックコメント用素案 P.29)</p> <p>「障がい者福祉のしおり」の配布について</p> <p>P.27 L.23 (パブリックコメント用素案) 情報入手にインターネットを活用している割合は低いと書いてあるので、ホームページへの掲載では情報は伝わりにくい。また手帳交付時だけでは改定に対応できないので、改定があった時には手帳所持者へ、わかりやすい概要版等を作成して配布することが望ましいと思います。知的障がい本人向けのしおりがあっても良いのではないのでしょうか。</p>	□	<p>「障がい者福祉のしおり」につきましては、ホームページへの掲載のほか、手帳交付時、また希望される方にも随時配付しております。</p> <p>制度の改正は、全ての障害者手帳所持者に該当するわけではなく、障害の種類、等級などにより適用される方が異なります。改正等により申請等が必要になる場合は、個別にご連絡させていただき、漏れのないよう制度の運用に努めておりますのでご了承ください。</p> <p>障がい特性に配慮した対応を含め、誰もが分かりやすい内容に努めてまいります。</p>
4	<p>4. P.40 (パブリックコメント用素案) の表について</p> <p>ハイリスク歯科検診の表が挿入されているが内容とあっていない。別の表と間違えていないか。</p>	○	<p>ハイリスク歯科検診は、鎌倉保健福祉事務所の協力により通園事業に参加している児童に年2回、歯科医師が検診を行っていることから、第3章の3のテーマに相応しいと考え、この位置に掲載いたしました。</p> <p>ご指摘いただいた内容を理解しやすくするために、逗子市障がい者福祉計画策定等検討会における意見も踏まえ、表の代わりに本文に事業の説明を追加いたします。</p>
5	<p>5. アンケート調査について</p> <p>本人が答える(難しい場合には家族・介助者が本人に代わって答える)質問にサービスの利用や制度についての質問が入っていました。</p> <p>知的障がいのある子に代わって記入した親としては、「本人」にはわからなくても「家族」(介助者)の立場では知っている、こうあってほしいという思いを記入したいという考えがありましたが、本人の立場で答えるべきなのか、家族の立場で答えてよいのか迷いました。</p> <p>どのような立場で答えるかによって統計上かなりの差が出たと考えられます。</p> <p>今後は知的障がいのある人の家族が本人に代わって記入することを考えての質問の仕方(答え方)を工夫していただきたい。</p>	□	<p>アンケート調査票の表紙の『ご記入にあたってのお願い』の中で、「ご本人が回答する項目は1～12ページ、介助・支援されている方が回答する項目は13～15ページとなっております。ご本人がお答えになるのがむずかしい場合には、ご家族の方や介助者の方などがご本人に代わってお答えください。」としておりましたが、次回アンケート等を実施する際はより分かりやすい説明を心がけます。</p>